

市有地を購入したい

財政部管財課へお問い合わせください

電話 0144-32-6225

※財政部管財課において分譲(売却)案内及び分譲(売却)申込みに必要な書類を配布します

↓ 申込期間中(例年6月1日の価格改定から約2週間)の場合

分譲(売却)申込受付書【様式1】を提出します

複数の申込みがあった場合のみ抽選

売却が内定しました

申込期間中に申込みが無かった場合

分譲(売却)申込書【様式2】を提出します

下記の書類を揃え、分譲(売却)申込みを行います

(個人)

- ・分譲(売却)申込書【様式2】
- ・誓約書
- ・身分証明書(本籍地のある市町村の住民課にて交付)※運転免許証、パスポート等とは異なります
- ・印鑑証明書(住民課にて交付)

(法人)

- ・分譲(売却)申込書【様式2】
- ・誓約書
- ・商業登記簿謄本(法務局にて交付)
- ・代表者印鑑証明書(法務局にて交付)
- ・定款、直前期決算書(必要に応じ提出)
- ・土地利用計画書、計画図等(必要に応じ提出)

分譲(売却)申込みを行います

↓ 提出された書類の内容について審査した後、分譲(売却)を決定します

支払方法を選択してください

《契約締結時に一括》
売却決定通知書交付日の翌日から起算して30日以内に売買代金を支払う

《契約後に支払い(後納)》
①売却決定通知書交付日の翌日から起算して7日以内に契約保証金(売買代金の10%以上)を支払い、契約締結
②契約締結日の翌日から起算して30日以内に残金を支払う

売却が決定しました

(売却決定通知、契約のご案内、契約書案等を送付します)

↓ 同封する登録免許税納付書にて契約日(後納の場合は残金支払日)までに納付してください

土地売買代金の納付、契約の締結

※売却決定通知書交付日の翌日から起算して30日を超えると分譲(売却)できません

下記の書類を揃え、契約締結を行います(支払方法により異なります)

《契約締結時に一括》
・土地売買代金の納入通知書、領収書または振込受取証の原本
・登録免許税の納付書の原本
・契約書に貼り付ける収入印紙
・印鑑登録されている印鑑

《契約締結時に契約保証金を支払》
・契約保証金の納入通知書、領収書
または振込受取証の原本
・契約書に貼り付ける収入印紙
・印鑑登録されている印鑑

契約締結日

《契約締結後30日以内に残金支払》
・売買代金残金の納入通知書、領収書
または振込受取証の原本
・登録免許税の領収書の原本

残金支払日
※後納の場合のみ

所有権移転登記(市で行います)

土地の引渡し、登記識別情報通知の交付